

事 務 連 絡  
平成27年8月11日

東京都知事 殿

関東信越厚生局  
健康福祉部医事課

医療事故調査制度に係る説明会の開催について

平素より、医療行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の医療法（昭和23年法律第205号）改正により、医療事故調査制度が本年10月1日より施行されます。この制度は、医療の安全を確保するために、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで医療事故の再発防止につなげることを目的としています。

今般、この医療事故調査制度の普及および啓発を目的とし、厚生労働省医政局総務課医療安全推進室による医療事故調査制度説明会を下記のとおり実施いたします。

つきましては、関係部署並びに貴会会員の皆様に参加願いたく御案内致しますとともに、会員の皆様に対し周知をお願いいたします。

なお、参加申し込み等詳細につきましては、近日中に当局ホームページにて掲載しますので、ご確認願います。



## 記

### 1. 日時、場所

平成27年9月10日(木)

14時00分～15時30分(制度説明1時間程度、質疑応答30分程度)

さいたま新都心合同庁舎1号館2階 講堂

(埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1)

### 2. 対象者

病院、診療所及び助産所の医療従事者並びに一般聴講者

### 3. 定員

400名(申し込みが定員数に達した時点で締め切りとなります。)

#### <問い合わせ先>

制度の内容に関すること

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室

TEL: 03-5253-1111

(内線4105)

説明会参加申し込みに関すること

関東信越厚生局 健康福祉部 医事課

TEL: 048-740-0754

FAX: 048-601-1331